



2021年2月1日

## 事務所ニュース Vol.267

### ◎子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになりました！

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになりました。**（施行日：令和3年1月1日）

そもそも、子の看護休暇は小学校就学前の子を養育する場合に年5日（2人以上であれば年10日）、介護休暇は介護等をする場合に年5日（対象家族が2人以上であれば年10日）を限度に1日または半日単位で取得できる制度ですが、今回の法改正で時間単位での取得も可能になりました。

#### <改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

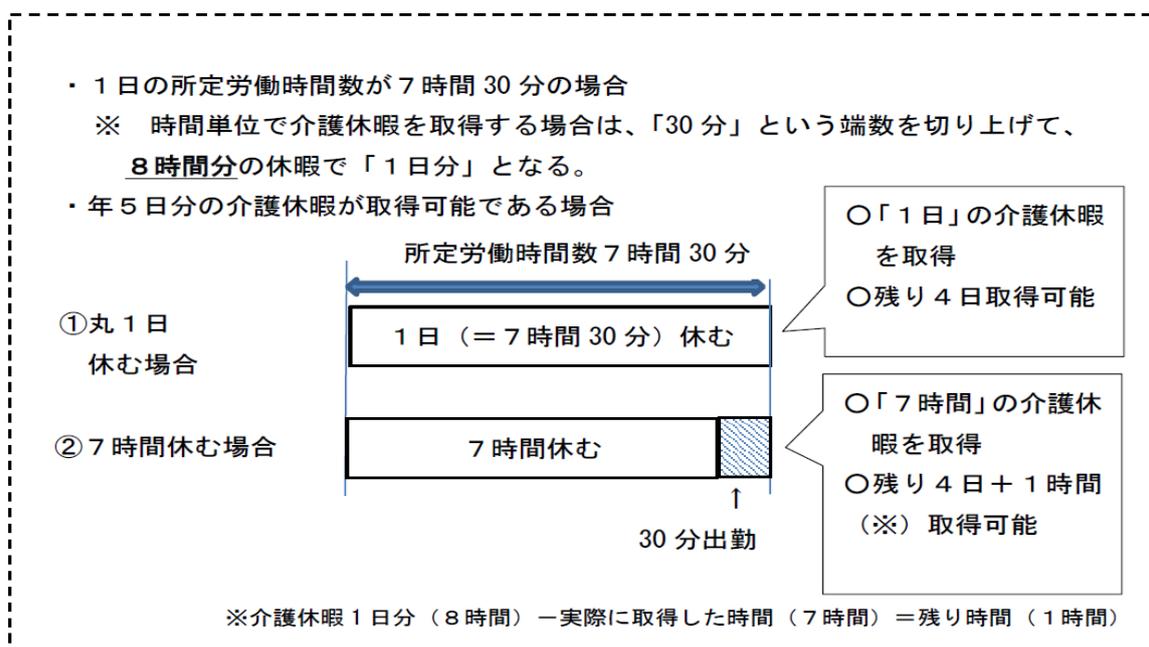
- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得**できる

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
- ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
  - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。
- (注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること指します。

○看護・介護休暇を日単位で取得するか時間単位で取得するかは、労働者の選択に委ねられるものであり、時間単位での看護・介護休暇を取得する場合は、休暇を取得した時間数の合計が1日の所定労働時間数（※）に相当する時間数になるごとに「1日分」の休暇を取得したものと扱います。この場合、1日の所定労働時間数に1時間に満たない端数がある場合には、端数を時間単位に切り上げる必要があります。

例えば、1日の所定労働時間数が7時間30分の場合、時間単位で看護・介護休暇を取得する場合は、「30分」という端数を切り上げて、8時間分の休暇で「1日分」となります。

※「1日の所定労働時間数」は、日によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1日平均所定労働時間数となり、1年間における総所定労働時間数が決まっていな場合には、所定労働時間数が決まっている期間における1日平均所定労働時間数となります。



また、所定労働時間が異なる労働者が混在している場合、何時間分の時間単位の看護・介護休暇で「1日分」の休暇となるかは、労働者ごとに決まります。従って、1日の所定労働時間数が7時間の労働者は、7時間分の休暇で「1日分」の休暇、1日の所定労働時間数が8時間の労働者は、8時間分の休暇で「1日分」の休暇となります。

### <労使協定を締結する際の注意点>

子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができますが、困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合い決める必要があります。また、労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮も必要です。

☆子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得の義務化に伴い、就業規則の改定が必要です。  
就業規則の該当部分の見直しのご相談は、いつでも当事務所までご連絡下さい。

### ○当事務所からのお知らせ

- ・労働保険料第3期分の納付について  
労働保険料第3期分納付がお済みでない事業所様は、至急ご入金をお願い致します。

### 後記

2度目の緊急事態宣言が出されましたが、皆様お変わりはありませんか。  
私は、週末はステイホームでストレス太り、少しは出かけた意欲を抑えるのにも必死です。とはいえ、健康の為にも近所をウォーキングし少しでもストレス発散に心がけたいと思います。(H)

